

佐賀県告示第 386 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 26 年 10 月 7 日

佐賀県知事 古 川 康

名称	所在地	指定年月日
くさの耳鼻咽喉科	武雄市朝日町大字甘久 1287 番地	平成 26 年 3 月 1 日
医療法人中川内医院	武雄市武内町大字真手野 28180 番地 1	平成 26 年 3 月 1 日
麻生歯科医院	伊万里市新天町 633 番地	平成 26 年 4 月 1 日
夏秋医院	伊万里市伊万里町甲 64 番地	平成 26 年 4 月 1 日
医療法人社団敬愛会クローバー訪問看護ステーション	佐賀市高木瀬町大字長瀬 1307 番地	平成 26 年 2 月 1 日
訪問看護ステーションふれあい	鳥栖市東町一丁目 1059 番地 12	平成 26 年 1 月 1 日